泉南市マスコットキャラクターイラストデータ使用要綱

平成 27 年 1 月 5 日施行
平成 27 年 5 月 1 日改正
令和８年 11 月２日改正

（趣旨）
第１条　この要綱は、泉南市マスコットキャラクターイラストデータ（以下「イラストデータ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（デザイン及び名称）
第２条　イラストデータのデザイン及び名称は、次のとおりとする。
デザイン　泉南市ホームページ『「熊寺郎」イラストデータの使用について』に記載のとおり
名称　「泉南熊寺郎」及び「せんくま」

（著作権等）
第３条　イラストデータに関する著作権その他の一切の権利は、泉南市に帰属する。

（使用方法）
第４条　イラストデータは個人利用のほか、商品もしくは景品の本体、パッケージ又は広告物にも使用することが出来る。

（使用に係る料金）
第５条　イラストデータの使用料は、無料とする。

（使用の遵守事項）
第６条　イラストデータの使用の条件は、次に掲げるとおりとする。
(1)　イラストデータのデザインもしくは名称の同一性を保持せず、これらを使用(変更又は改変を含む)し、又はイラストデータ等を商品に配して販売もしくは頒布目的で使用する場合は、予め第７条に定める申請書等を市長に提出し、承認を得ること。
(2)　イラストデータを第２条に定めるデザイン及び名称により、又は改変して商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）による意匠登録及びその他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。
(3)　イラストデータを使用して作成し、又は製造する物品（以下「使用物品等」という。）について、製造物責任法の対象の有無に関わらず、本市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等本市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。
(4)　使用物品等の使用にあたり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。
(5)　本市の品位を傷つけ、信用を害し、又は正しい理解の妨げになるおそれのないよう配慮を行うこと。
(6)　使用物品等の製造、販売にあたり、法令また公序良俗に反するおそれがないよう配慮を行うこと。
(7)　特定の個人、政党又は宗教法人を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがないよう配慮を行うこと。

（使用の申請）
第７条　イラストデータ使用の申請は、以下の書類を市長に提出することによって行うものとする。なお、第２条に定めるデザイン及び名称を変更なく使用する場合は事前の申請を要しない。
(1)　泉南熊寺郎イラストデータ使用申請書(様式第１号。以下「使用申請書」という。)
(2)　イラストデータの使用方法等の詳細を記載した企画書及び見本・イメージ図
(3)　当該申請を行った者（以下「申請者」という。）の事業（活動）内容・事業（活動）実績が確認できる書類
(4)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
２　申請者は、使用申請書を当該使用の１か月前までに市長に提出しなければならない。

（使用の承認等）
第８条　市長は、第７条に掲げる申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、泉南熊寺郎イラストデータ使用承認通知書（様式第２号。以下「承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。
２　市長は、前項の規定により承認をする場合において、条件を付すことができる。
３　市長は、第７条の規定による申請があった場合において、その申請内容が第６条に違反するおそれがあると認めるとき、またはその他使用を不適当と認めるときは、イラストデータの使用を承認しないこととし、その旨を泉南熊寺郎イラストデータ使用不承認通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（承認内容の変更等）
第９条　前条第１項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該承認を受けた内容について変更しようとするときは、泉南熊寺郎イラストデータ使用内容変更承認申請書（様式第４号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。
２　市長は前項の規程による申請があった場合には、その内容を審査し、変更を承認したときは、泉南熊寺郎イラストデータ使用内容変更承認通知書（様式第５号）により、変更を不承認としたときは泉南熊寺郎イラストデータ使用内容変更不承認通知書（様式第６号）により、使用者に通知するものとする。

（完成見本の提出）
第 10 条 市長は使用承認を受けた者に対し、使用物品等の完成見本の提出を求めることができる。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって完成見本に代えることができる。

（使用の是正）
第 11 条　市長は、使用者がこの要綱に違反すると認めるときは、使用者に対し是正を求めることができる。
２　前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（使用の中止）
第 12 条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、泉南熊寺郎イラストデータ使用承認取消通知書（様式第７号）により、通知し、使用を中止させることができる。
(1)　イラストデータの使用の内容が第６条に掲げる事項に違反すると認めるとき。
(2)　前条第１項の規定による是正の求めに応じないとき。
２　前項の規定により使用を中止された者（以下「使用中止者」という。）は、直ちに、イラストデータの使用を中止しなければならない。
３　市長は、使用中止者に対し、当該中止に係る使用物品等の回収を求めることができる。
４　前項の規定による回収に要する費用は、使用中止者が負担するものとする。

（責任の制限）
第 13 条　市長は、イラストデータの使用によって生じた損失について損害賠償の責めを負わない。使用の中止によって生じた損失についても、また、同様とする。
２　市長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損失について損害賠償の責めその他法律上の一切の責任を負わない。

（使用状況の報告）
第 14 条　キャラクターを商品に使用し、販売を行った場合で、市長が必要と認めるときは、使用者は当該使用の状況を報告しなければならない。様式は任意とする。

附　則
この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に使用するイラストデータの使用について適用する。

附　則
この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年 11 月２日から施行する。